

新春対談



代表社員税理士
難波 孝朗
税理士・行政書士
社会保険労務士
ファイナンシャルプランナー



社員税理士
佐藤 龍
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー



あけましておめでとう。
去年は躍進の年だったね。何人もの
スタッフが新しい資格に挑戦したし、
大型新人がスタッフに加わったね。



あと、4月には日銀の黒田総裁の任
期が満了とか。去年は円安と物価高
騰に振り回された印象が強い1年で
したが、日銀総裁の交代で経済がど
う動くか。



そうですね。私は本も書きました。
「教師のためのお金の教科書」(明治
図書出版)



大きな流れには逆らわず身を任せる！
♪川の流れるように～



素晴らしい！ 生涯修行！



ところで、島本町のふれあいセンタ
ー、今年も確定申告書作成コーナ
ーは開設されないようですよ。



それにしても今年は忙しくなりそ
うです。10/1以降に開始するイン
ボイス制度、一般的な生活上はあまり
影響がありませんが、事業者、特に
個人事業主などの小規模事業者は
対応に追われてますね。



水無瀬野は、地元の皆様の確定申
告を訪問確定申告でバックアップし
ます。
今年も元気ハツラツ訪問確定申告！



そしてNISAの拡充だね。非課税限
度額と投資期間・非課税期間が大幅
に拡大されるよ。政府は老後資金形
成の自助努力をさらに後押しして
いるんだね。
年金受給を繰り下げて働く人が増
えるのではないかな。



お客様は家に居ながら確定申告完
了というわけですね。



ピンチはチャンス！
アクションはラビットに！



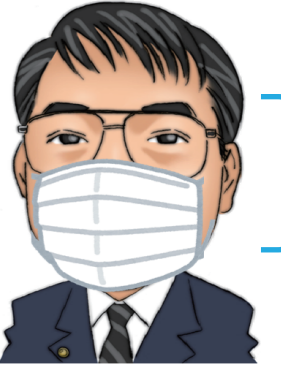
税金や社会保険の疑問をスッキリ解消する総合情報誌

2023

水無瀬野タイムズ 1

今月のトピックス

- どうなる税金！～令和5年度税制改正より～
- 新春対談「今年の水無瀬野は・・・」



2023年1月の主な予定

- ◆1月10日(火)◆
・R4年12月分源泉所得税の納付
- ◆1月20日(金)◆
・源泉所得税納期の特例分の納付
(令和4年7月～令和4年12月分)



◆ 随時 ◆

- ・雇用保険の資格取得又は資格喪失届
- ・社会保険の資格取得又は資格喪失届
- ・賞与支払届



夢と希望の令和5年

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願
いします。今年も元気ハツラツバリバリ頑張ります。
今年の目標は、第一に税理士としての知識の吸収に
重点を置きます。まず税制改正大綱のマスターと税理
士36時間研修の達成です。毎年変化する税制をい
ち早く吸収し、皆様方に情報提供させていただきます。
税理士は、所得税、法人税、相続税などの税法につ
いて1年間に36時間の研修を受けなければなりません。
税理士である以上、1年間に36時間は必ず研修
する必要があります。昨年は50時間の研修を受け、皆
様方に所得税、法人税、相続税の情報を提供させて
いただき、たくさんのお客様からの喜びの声をいただき
ました。今年も一層の研修時間を確保し、有益な税務情
報を提供して参ります。

社会保険労務士分野においても、令和6年10月から従
業員50人超の事業所では、正規従業員の所定労働
時間および所定労働日数が4分の3未満であって
も、①週の所定労働時間が20時間以上であること。
②雇用期間が2ヶ月超見込まれること。③賃金月額
が8.8万円以上(年収106万円以上)であること。④
学生でないこと。などの要件を満たすパート従業員は

社会保険の被保険者となります。現在は100人超の
従業員規模の事業所で被保険者となりますが、どん
どん拡大されます。
令和5年4月から、中小企業でも月60時間を超える時
間外労働の割増賃金率が50%以上に引き上げられ
ます。その他雇用保険給付についても目まぐるしく改正
され、日々勉強していく必要がありますが、こうして勉強
できることに喜びを感じております。

生涯現役をめざして今年も目標・努力・達成で頑張
って参ります。お客様からの質問や相談の一つ一つが
税理士法人水無瀬野の成長となります。お客様の心
に寄り添い、耳を傾け、共感して一緒に考えて参り
ます。今年も皆様方とともに成長して参ります。健康に気
をつけて一緒に事業活動や人生活動を元気に展開
して参りましょう。

また、今年もご指導ご鞭撻の程よろしくお願
いします。

令和5年1月吉日



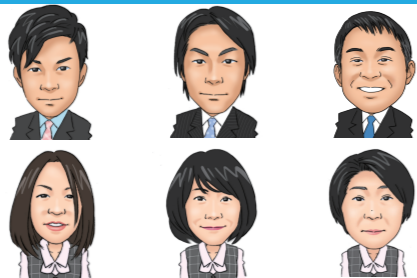
税理士法人 水無瀬野
代表 難波 孝朗

(行政書士・社会保険労務士・FP)

編集後記

今年もよろしくお願 いします

明けましておめでとうござ
います。
税理士法人水無瀬野のスタ
ッフ一同、今年もびよんびよ
んと飛躍してまいりたいと思
います。ご要望があれば脱兎
のごとく駆けつけます。
今年もどうぞ
よろしくお願
い申し上げます。



税理士法人 水無瀬野

web : <http://minaseno.com/>

難波孝朗行政書士・社会保険労務士・FP事務所

web : <http://namba-one.com/>

大阪府三島郡島本町水無瀬1-5-9

e-mail : t-namba@sirius.ocn.ne.jp

電話 : 075-961-0812

FAX : 075-961-0818

詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問い合わせください。

どうなる税金！～令和5年度税制改正より～

令和5年度税制改正大綱が昨年12月16日に発表されました。皆様に影響のある改正点に絞ってお知らせいたします。

① 贈与税：暦年課税

【現行】

- ・年110万円までの贈与が非課税
- ・年110万円を超えると累進課税
- ※死亡前の3年間の贈与財産は相続財産に加算

【改正内容】

- ・死亡前の**7年間**の贈与財産は相続財産に加算
但し、延長した**4年間**に受けた贈与は総額100万円までは相続財産に加算しない

結論

相続税の税負担増

(贈与税の年110万円の非課税枠を使う人には、死亡前の税負担が重くなる期間が長くなります)



② 贈与税：相続時精算課税制度

◆ 制度の趣旨 ◆

- ・父母や祖父母から子や孫への贈与が合計2,500万円までなら何回贈与しても贈与税がかからない
- ・2,500万円をこえる部分は一律20%課税
- ・死亡時に合計贈与額を相続財産に加算して課税

【改正内容】

- ・相続時精算課税制度を適用する場合、年110万円まで申告不要で非課税とする

結論

相続時精算課税制度は、相続財産に加算されるので、相続対策にはなりません。しかし、110万円までは、相続税及び贈与税が非課税となることで、利用が進む可能性があります。

上記①②の適用は、**令和6年1月1日からの贈与に適用**されます。令和5年12月31日までは、現行通りとなります。今年の贈与はバリバリやりましょう。相続対策はお早めに！



③ 贈与税：教育資金贈与

◆ 制度の趣旨 ◆

- ・30歳未満の子や孫の教育資金に充てるために、その直系尊属(親や祖父母)が金銭等を拠出し、金融機関等に信託等をした場合は、受贈者1人につき1,500万円までの金額は贈与税が課税されない

令和8年12月31日まで3年間延長されます



④ 贈与税：結婚・子育て資金贈与

◆ 制度の趣旨 ◆

- ・18歳以上50歳未満の子や孫の結婚、子育て資金に充てるために、その直系尊属(親や祖父母)が金銭を拠出し、金融機関等に信託した場合は、受贈者1人につき1,000万円までの金額については、贈与税が課税されません

令和8年3月31日まで3年間延長されます



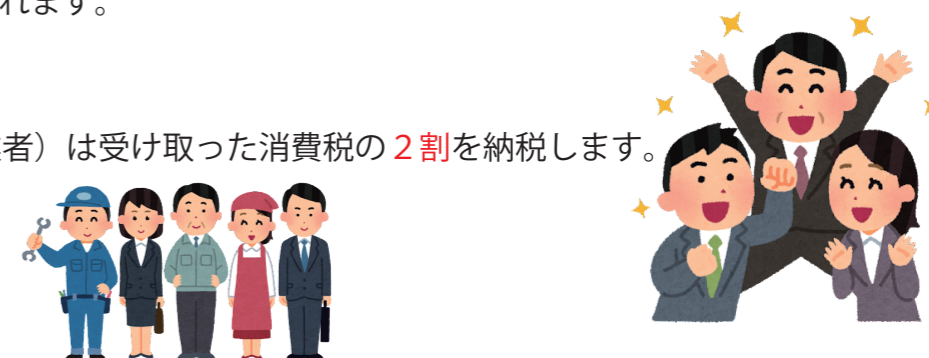
インボイス制度

(1) 免税事業者への負担軽減措置

令和5年10月1日から導入される消費税のインボイス制度を利用する小規模事業者(免税事業者)向けの**負担軽減措置**が設けられます。

(2) 軽減措置の内容

(1)の小規模事業者(免税事業者)は受け取った消費税の**2割**を納税します。**3年間**の時限措置です。



その他

法人税、所得税については、大きな改正もなく、皆様方にとって影響は少ないと思われます。また詳細については、順次報告させていただきます。

NISA制度は恒久化され、非課税で投資できる期間が無期限となり、投資枠も広がられます。詳しくは税理士法人水無瀬野までお尋ねください。

まとめ

令和5年度の税制改正については、大きな改正項目もなく、景気が良くなる税制となっております。厳しい経済活動が続くと予想されますが、乗り越えていきましょう。



税理士法人水無瀬野まで
お気軽にご相談ください

